

## 第 28 回 下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会

### 議事概要

日時：令和 4 年 2 月 25 日（金） 13:30～16:00

場所：WEB 開催（Zoom）

#### [議事次第]

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
  - (1) 官民連携にかかる最近の動向について（国土交通省下水道部）
  - (2) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（宮城県）
  - (3) 横浜市 100%出資団体の取組み（横浜ウォーター株式会社）
  - (4) ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託について（新潟県妙高市）
4. 閉会

#### 【概 要】

##### (1) 官民連携にかかる最近の動向について（国土交通省下水道部）

- 下水道事業において、PFI（従来型）・DBO 方式は 38 施設で現在実施されている。コンセッション方式は、浜松市・須崎市でそれぞれ事業が開始。令和 3 年 7 月には神奈川県三浦市が事業者選定手続きを開始した。同年 12 月に宮城県が実施契約を締結して、それぞれ事業開始に向けて手続きを進めている。
- PPP/PFI 検討会は多様な PPP・PFI 手法の導入に向けた方策やノウハウを検討・共有する場である。これまで 28 回開催し、延べ 266 団体が参加しており、年 4 回程度開催している。また、令和 4 年 3 月 10 日に民間セクター分科会の開催を予定している。
- 「げすいの窓口」は、官民連携について自治体の担当者の方から質問を受け付ける窓口となっている。今まであった質問等の内容は、PPP/PFI の事例紹介や交付金や補助金について、官民連携の各種手法についてなど多岐にわたっている。様々な質問を受け付けているので、気軽に質問してほしい。
- 国土交通省下水道部のホームページでは、官民連携も含めて下水道事業全般に関する最新の情報を公開している。合理的な事業運営に向けて役立ててほしい。
- 今年度、下水道コンセッションガイドラインの改正を行っている。平成 26 年 3 月に最初のガイドラインを公表した後、平成 30 年に浜松市でコンセッション事業が開始したことを受け、平成 31 年 3 月に最初のガイドライン改正を行った。その後、須崎市や宮城県、三浦市などの事例が増えてきた状況を受け、国内外の最新事例や制度・論点を踏まえ見直しを図ることが今回の改正の目的である。これまで 4 回改正検討会を開催しており、先日までパブリックコメントを実施していた。現在頂いた意見を踏まえて修正を行っており、3 月末にガイドラインの公表を予定している。

- 令和4年度モデル都市の選定に係る応募書類等は、2月15日に本検討会へ参加した自治体へ送付している。令和4年度も6都市程度の選定を予定しており、現在募集中である。締切は3月10日となっている。
- 支援スキームは、国土交通省が委託を行ったコンサルタントが各都市の検討を支援し、また、国土交通省下水道部もコンサルタントと合わせて、検討支援を行う形になっている。選定に当たり6つの検討テーマを設けている。留意事項としては2点あり、①自治体の費用負担は無いが、検討に必要な資料の提供をお願いすること、②検討成果について、差支えのない範囲で国土交通省の公表資料に掲載するとともに、本検討会で発表をお願いする場合があることである。

## (2) 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（宮城県）

- コンセッション事業の範囲は、水道用水供給事業が2事業、工業用水道事業が3事業、流域下水道事業が4事業、合わせて9事業である。
- 水道事業は、人口減少や節水型社会などの要因により需要が減っており、また、今後本格的な管路更新を控えているため、将来的に料金を上げなくてはならない。そのような状況下で、宮城県は長期契約、9事業のスケールメリット、裁量の大きい性能発注により、民間の力を最大限生かしていく方針。
- 浄水場や処理場は既に30年以上前から民間に委託している。コンセッション事業開始後も浄水場の運転管理は引き続き民間事業者が担い、これに加えて薬品・資材の調達、設備の修繕・更新工事も民間に任せることになる。これまでの委託期間は事業ごと個別に4～5年契約としてきたが、みやぎ型では20年間の長期契約としたことにより、雇用の安定が図られ、人材育成や技術革新が可能になる。
- 管路は、コンセッション事業期間（20年）の間に大規模な管路更新が予定されていないため含まないこととしている。
- なお、水道用水供給事業では、水道法の改正によって、公共施設等運営権を民間事業者に設定した後も、県が水道事業者としての位置づけを保持できることとなり、事業の最終責任は引き続き県が有している。
- 本事業には、海外事例を踏まえ、特に上水道が含まれていることから、県民から反対の声が多数寄せられた。その際、①事業計画の妥当性の確認、②監視・モニタリング体制の充実、③水道料金（運営権者収受額）の改定方法の明確化、以上3点を説明している。この運営権者収受額については、基本的に物価変動と需要変動のみを考慮し、運営権者の都合によって変更できない仕組みをとっている。また、水道料金については、これまで通り県議会の議決を経た上で改定される。
- 検討の端緒は、平成26年度に宮城県企業局で新水道ビジョンを作成した際に長期シミュレーションを行い、将来の運営環境の厳しさに危機意識を持ったことである。平成28年度に専門家が参加する講話会や検討会を開催し、よりスケールメリットの効果が得られる上工下水でコンセッションを採用する方針となった。
- 運営事業者は令和2年3月からおよそ1年をかけて公募により選定した。同年5月に一次審査を行い、その後半年かけて競争的対話を実施した。令和3年1月に第二次審査書類（提案書）を提出してもらい、同年3月に優先交渉権者を選定した。

- 第一次審査は参加資格要件の確認で、条件は以下の3点。①代表企業の資本金が50億円以上であること。一定規模を超える大企業の参入による事業の安定性を期待した。②上水道と下水道の運転管理の実績があること。SPC（特別目的会社）には本業（水道事業）のマネジメントが確実にできる体制を求めた。③日本法人であること。
- 競争的対話は3回実施し、主に契約書の内容についての解釈やリスクの考え方のすり合わせを行った。また、現場確認・資料閲覧として、9事業全ての現場や成果品の資料を見ていただき、契約書や要求水準書以外の疑問にお答えするヒアリングも複数回行った。
- 第二次審査では、県が設置した「民間資金等活用事業検討委員会」において、各種事業計画やスキームを確認していただき、審査をしていただいた。第二次審査の配点は200点満点だが、そのうち運営権者提案額は過度な価格競争を避けるため、40点としている。これに加え、下水道事業に係る改築費用は5点配点があるため、金額に係るものは45点の配点となっている。
- 現行体制モデルの総事業費は3,314億円であり、20年間現行体制のまま運営した場合にかかる総事業費を試算したものである。同時に、コンセッション方式を導入した場合の想定モデルを試算しており、総事業費3,067億円、うち運営権者収受額が1,653億円となった。この金額を提案上限額として、10%削減を40点（満点）とし、点数は40点で頭打ちとなるため、それ以上削減しても変わらない。14%の削減をさらに下回るような削減があった場合はダンピングの恐れがあるため、低入札調査を行うこととした。表とグラフの数字が若干違うところがあるが、運営権対価を加えた金額となる。下水の改築も5点満点で、考え方は同じである。
- 選定の結果、Cグループのメタウォーターグループが第1位で、優先交渉権者となった。なお、Bグループは削減額が基準を下回る金額だったので、低入札調査を実施している。ABCを比べると、採用となったCグループの削減額が一番小さかった。また、全てのグループの削減額が40点だったため、中身の勝負となった。
- メタウォーターグループからは、1,536億円（287億円の削減）という提案がされ県側の削減見込額と合わせると約10%のコスト削減を見込める結果となった。削減の主な内訳は、人件費、動力費、更新投資、修繕費である。まず、人件費はICTの導入によって効率化を図り、また、9事業一体での契約になるので、管理を一カ所で行う事で人員配置を工夫できる。動力費は、機器の更新時により省電力なものを導入し、これにはダウンサイジングも含まれる。更新投資が一番削減額が大きく、現在でも法定耐用年数の2~3倍まで機器を使用しているが、これを最適な時期に更新していく計画としている。センサー等により状態監視を行い、場合によっては部品交換とすることで、長寿命化を図っていくため、その分修繕費は増加となった。
- 各事業のコスト削減内訳の特徴は、下水よりも上水において削減幅が大きいところである。下水の改築更新費には補助金が活用できるため、その部分の削減が小さい傾向が見られる。コスト削減効果は、料金の上昇抑制の他、企業債の発行抑制にも活用する。残債を縮小するとともに内部留保資金を確保し、将来の管路更新等に備えた経営基盤を確保する。

- 本事業はPFI事業のため、本来であれば県の予算・決算や監査の対象からも外れることになるが、上水道を含むことから県民の関心が高いため、事業の運営状況についての議会報告を条例に定めた。
- 事故や災害時は県が主体となり、従来どおり国の災害復旧制度を活用して復旧・復興業務を実施する。ただし、災害復旧制度の範囲外となるような小規模なものは、維持管理の範疇として運営権者が行う。
- モニタリングは以下の3段階で行う。①運営権者によるセルフモニタリング、②県によるモニタリング（場合によっては現地確認や抜き打ち検査も行う）、③外部有識者等からなる経営審査委員会によるモニタリング。
- 経営審査委員会への諮問内容は、モニタリング結果、料金改定時、提案当初の改築計画の改定が必要となった場合、更新設備を買い取る際の価格の妥当性等であり、この他、県と運営権者の間で紛争等があった場合にも意見をいただく。委員会は中立的立場にあり、実施契約書において「県及び運営権者は経営審査委員会からの意見を最大限尊重して事業経営にあたること」と規定している。委員の任期は3年間、定例での開催頻度は年2回の予定である。
- 事業開始は令和4年4月である。昨年までに水道法の許可などは全て終わり、現在、事務引継ぎを行っているところ。

### (3) 横浜市 100%出資団体の取組み（横浜ウォーター株式会社）

- 当社の設立は2010年で、当時、横浜市水道局では水道料金収入の減少や、老朽化による施設の更新、耐震化の財政需要の増加といった課題を抱えていた。そこで、市水道局が保有する技術やノウハウを活用し、持続可能な経営に向けた基盤の強化を図るため、新たな体制の構築を検討してきた。その結果、横浜市水道局が100%出資して設立されたのが当社である。
- 2013年に横浜市環境創造局との連携強化のため、基本協定の覚書などを締結した。国内外の自治体や企業が抱えている課題に対して、上下水道一体となってビジネス展開する他にはない存在として、自治体100%出資会社であるメリットを生かしながら問題解決に取り組んでいる。横浜市水道局や環境創造局が持つ事業運営ノウハウを応用し、更には株式会社としての迅速性・柔軟性と言った特性を生かし、事業体の立場に立った多角的なサービスを提供している。
- 横浜ウォーターは多くの民間人材を採用しており、代表取締役と取締役にも民間出身者を登用している。その他、時代や顧客ニーズと特徴を活かしながら、特に昨今話題となっているDXにも積極的に取り組んでいる。
- 全国の自治体では様々な課題を抱えており、従来通りの事業運営では持続的な事業の執行が困難になりつつある。当社ではそれを解決する1つの手法として、事業体が担う上下水道事業全体を総合的に補完する取り組みを進めている。
- 近年は上下水道事業における官民連携が推進されており、コンセッションや建設改良費を含む大型PPP案件が増加傾向にある。その形態は多種多様となっており、各事業体の実情に合わせた形態が様々ある。事業形態を検討するには、まず各自治体の現状分析と、目指す方向性の確認を行うことが重要で、それらを踏ま

えつつ先進事例も参考にして、目指す姿を検討し改善を進めるための体制づくり、PDCA サイクルを踏まえた官民連携事業を提案している。

- 13 ページは、ある事業体において、「現在も包括的民間委託を行っているが、性能規定の在り方や民間活用の拡大を含めた PPP の拡大を進めたいが、どのように進めたらよいか、また、同時に直営執行体制の改善・構築も進めたい」との相談に対して、当社で進めたアプローチの事例を掲載している。それぞれの事業体にあった環境に応じて、当社がこれまで培ったノウハウや経験を活かしながら支援している。
- 当社の国内支援業務の始まりでもある、宮城県山元町における PPP 支援の事例について紹介する。2011 年 3 月に発生した東日本大震災で大きな被害を受けた山元町は、当時急激に人口や収入が減少し、通常の上下水道事業運営に加え、復旧・復興を同時に進めていくためにどのような運営体制を確保するか、という大きな課題があった。2013 年に山元町、横浜市、横浜ウォーターの 3 者で上下水道事業支援に対する協定を締結したことで、上下水道分野における震災復旧・復興と通常業務の効率化が具体的に進むきっかけとなった。その後、この協定に基づき、当社で上下水道事業に対するアドバイザー業務を実施し、全面的なサポートを進めた。町の上下水道事業全般に対する支援は現在も実施しており、公営力と民間力が融合した事例となっている。
- 山元町が 2015 年から実施している第一期包括において、導入からモニタリングなどの支援を進めている。また、この第一期包括では様々な要求水準を設定しており、受託者による遠隔監視装置の導入や、3 条修繕の拡充、設備台帳情報の入力支援などを実施してきた。
- 令和 2 年から実施している第 2 期包括では、第 1 期で実施した包括での結果を踏まえ、包括的民間委託の拡充や直営体制の見直しなどを図った。
- 2013 年に締結した 3 者協定に基づき、効率的な経営や安定的な上下水道事業の実現に向けて、横浜市からは職員の派遣、ノウハウの提供といった支援を受け、横浜ウォーターは公的視点での多角的なアドバイザーサービスを実施してきた。これらの取組みの結果、持続可能な上下水道経営基盤の構築に貢献したことが評価され、2018 年には第 11 回国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞した。
- お客様と議論を進める際に、健康診断に例えて話を行う。これを上下水道施設に当てはめると、施設が老朽化し様々な所で悲鳴を上げているという状態で、上下水道業界も医療崩壊になりかねない環境にあることが考えられる。老朽化した施設の維持管理にあたっては、現在の状況を診断して改善点を可視化し、委託内容や点検頻度などを改善するなど、戦略的な修繕・更新に結び付けた取組みを行っている。また、PDCA サイクルに基づくモニタリング体制を構築するなど、官民連携強化・高度化、公営力の維持・継承に結び付けるための支援を提供している。更に、横浜市の基準などを参考に、審査・検査基準の見える化、現状の業務フローの点検方法の見直しや改善、マニュアル化などを行い、職員の技術継承の支援を提供している。
- 技術継承に対する支援の取組みでは、現地での実地研修や、オンラインを活用した研修等、多様なサポートを実施している。研修事業は横浜市の歴史とノウハウ

に裏付けられた取組みとなっており、当社の特徴を生かした業務として、設立当初から実施してきた。

- 岩手県矢巾町では、住民の皆様に参加していただき、町の課題や今後の課題解決手法について意見を聞きながら、効率的な水道事業運営や広報活動が進められている。
- 茨城県常陸大宮市では、横浜ウォーターとのこれまでの連携や交流を通じて、それぞれの保有する技術や知見などを活用しながら、経営基盤強化を始めとした持続可能な事業運営や危機管理などに関する支援協定を締結している。
- 宮城県白石市では、周辺市町と連携し、給水装置の指定工事事業者向けの講習会を実施した。工事事業者約 100 社が参加し、指定給水工事事業者制度や、給水装置工事関係法令に関する解説、事故事例、お客様トラブルの事例などについて行政サイドの立場に立った説明をし、地元企業の皆様との連携を深める取り組みを行っている。
- 海外事業としては、研修事業をはじめ、コンサルタントとの共同事業、JICA 受託事業など、当社の持つ運営ノウハウを生かし 25 か国に技術サービスを提供している。

#### (4) ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託について（新潟県妙高市）

- 行政改革の一環として、ガス・上下水道事業の官民連携を位置づけている。平成 29 年のガス小売り自由化と、翌年の水道法改正が大きな転換期となり、将来にわたってガス・上下水道を安定供給するために局内で今後のあり方を検討し、令和元年に今後の公営企業のあり方検討に正式に着手する旨市議会に報告し、一年かけて検討した。令和 2 年に事業者選定、令和 3 年に契約と引継ぎを行っており、本年 4 月から事業を開始する予定である。
- 妙高市は、都市ガス事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の 3 種類 4 事業を公営企業として運営している。ガス事業は 2 つの区域に供給しており、供給所が 2 ヶ所、圧力調整施設が 26 カ所ある。平成 26 年からは、運転監視・保守点検等を水道事業と一括して市内企業へ業務委託をしているが、開閉栓業務、検針業務、消費機器調査や漏洩調査等は個別に委託している。
- 水道事業は、新井給水区域と妙高高原給水区域の 2 区域があり、ガス事業と同じく平成 26 年度から 3 つの浄水場や配水施設の運転監視、保守点検等をガス事業と一括で同じ市内企業に委託している。更新工事は、志浄水場が平成 30 年度に完了し、令和 4 年度から杉野沢浄水場において予定している。今後の基幹施設の更新は市が発注し、完了させる予定である。
- 簡易水道事業は、中山間地域に 6 つの給水区域があり、水道事業と同じく市内企業に一括で業務委託している。急激な人口減少と高齢化に伴い限界集落に近いところもあり、今後の維持管理が大きな課題の一つである。計画していた簡易水道の統合はすでに完了しており、老朽化が進む浄水場などの施設は、令和 6 年度までに市が更新を完了する予定となっている。
- 下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業を行っており、浄化センターが 5 カ所ある。市全体の面整備は既に完了し、接続率は 95.1%となっている。コ

スト削減のため、公共・新井処理区に農集を統合し、農集の浄化センターを1つ廃止した。現在は特環・赤倉処理区と特環・池の平処理区を統合するための工事を行っており、赤倉処理区も浄化センターを廃止する予定である。また、特環・斑尾処理区は隣接する長野県飯山市に業務委託している。浄化センター及び管渠の維持などは、これまでもレベル2.5の包括委託を導入していたが、処理区ごとに委託先が異なるという問題があった。

- 地方の市町村は、経営課題にまず人口減少がある。妙高市総合計画では、当市の定住人口は2015年に約33,000人だったが、2060年には54%減少し約18,000人になると推定している。各事業で需要と料金収入が減少し、経費回収が困難となり、事業継続が出来なくなると懸念している。また、当市は特殊事情として、スキーや温泉などの観光客が多いという点と、コロナ禍前は年間約300万人が訪問する道の駅新井を有するなど、交流人口の増減による影響が大きい。このため、人口減少と同時に新型コロナウイルスの感染状況や景気を見極める必要がある。
- 経営課題には、都市ガス・電力の小売り全面自由化、エネルギーの多様化、競争の激化、オール電化率の上昇があるが、これはガス事業に特化した内容で、上下水道事業としては直接の影響が少ないかもしれない。ただし、最近の原油価格高騰はガス料金に直接反映するとともに、電気料金なども高騰している。下水道の中でもコストアップにつながっており、苦しい状況にある。
- 各事業とも、老朽化・耐震化等の理由で浄水場などの基幹施設の更新が必要になり、経営への影響を懸念している。また、技術職員の減少で更新工事の設計・発注そのものが出来ない傾向もある。浄水場など基幹施設の更新工事が完了する令和7年度以降は、4条工事も包括委託に入れる予定で協議を進めている。
- 水道事業は、更新が必要な浄水場2ヶ所のうち、志浄水場は平成30年度に更新済み、杉野沢浄水場も今後着手する予定になっている。その一方で、管路は今後10年以内に法定耐用年数の40年を超える管路の割合が3割となり、耐震適合率も約4割にとどまり、老朽化更新と併せて耐震化が必要な状況である。
- 簡易水道のほとんどの浄水場はこれから設備の更新時期を迎える。管路は、10年以内に更新時期を迎えるものは少ない状況だが、耐震性確保のため修繕、更新費用の増加が懸念されている。
- 下水道事業は、昭和63年度から施設の供用を開始しており、管路は法定耐用年数の50年に達していないが、将来に向けた施設全体のストックマネジメントを進め、今後増加する更新に備える必要がある。
- 職員数の減少について、技術継承・人材育成が出来ない課題は小規模市町村においては特に共通の課題と考える。安全・安心なガス・上下水道というライフラインを維持するために、現状の職員数で官民連携の方向を決定しなければ、今後のガス・上下水道事業の安定運営に問題が生じると強い危機感を感じている。
- これらの厳しい経営環境に対応するためには、民間事業者の知見や専門性、柔軟性を生かすことが必要であると考えた。このため、利益の出やすいガス事業の譲渡と出にくい上下水道事業を包括委託し、これまで通り3事業一体で運営することを基本的な考え方とした。コンセッションや指定管理者などの方法も検討したが、当市に合うスキームとして決めたのは、民間事業者が設立する新会社にガス

事業を譲渡し、同時に上下水道事業を包括委託する方法である。3事業一体で運営し、将来的には上下水道の管路工事も含め、計画・設計・発注代行・維持管理の一元化を継続したいと考えている。検針や料金徴収業務の一本化による直接的経費の削減により、委託料の抑制やガス料金の値上げ抑制を期待している。

- 事業導入に関するスケジュールは、令和2年度は募集要項などの案を作成し、これについて各社の意見や参加規模について、民間事業者へのサウンディング調査を13社に対し実施した。8月には有識者で構成する事業者選定委員会を立ち上げ、募集要項等を決定。10月からホームページで募集要項等を公表し募集を開始し、応募者からの質問回答、提案書の受付、事前審査などを実施した。2月には応募のあった2グループのヒアリングと審査を行い、JFEエンジニアリング株式会社を代表企業とするグループを優先交渉権者に決定した。3月に、新会社を市内に設立することや、協力体制などを内容とする基本協定を締結している。
- 令和3年度になり、優先交渉権者への引き継ぎ作業を実施し、毎月、官民連携調整会議と個別WGを行ってきた。8月には優先交渉権者が市内に「妙高グリーンエネルギー株式会社」を設立し、8月25日付で同社とガス事業譲渡仮契約及び上下水道事業包括的民間委託仮契約を締結。9月の定例市議会で、関連議案の可決を受け本契約となった。市議会への事前説明は全員協議会へ6回経過報告をしている。11月からは妙高グリーンエネルギーの社員17名が当局の3階に常駐し、引き継ぎ作業を行なっている。水道法に基づく第三者委託は、新潟県内では初めての事例と聞いている。ガス事業法上の手続きでは12月に譲渡・譲受認可を関東経済産業局から受けており、法的手続きは概ね完了したと考えている。
- 募集にあたっては、下記のような条件の下、公募型プロポーザル方式による選定を行った。①市内に会社法に規定する株式会社を設立すること（ガス事業譲渡により会社がガス事業の所有権を持つ必要があったためSPCではなく株式会社とした）、②ガスの事業譲渡金額は2億円以上、③上下水道事業の委託期間は令和4～13年度まで10年間、④令和4～6年度までにおける年間委託料の上限は8億2千万円（結果、年額7億8千万円で契約）、⑤令和7年度以降は4条工事等も含めるが、金額等は別途協議、⑥水道事業は第三者委託とし、技術的な責任は新会社が持つ。
- 31ページはこれまでの料金体系などをまとめている。今回の包括的民間委託は令和元年度のあり方検討で方向を決定したが、それまでは個別の民間委託を行いながらも市でガス・上下水道事業を継続する考えを持っていた。そのため、人口減少に伴う料金収入の減少に対応し、ライフラインを持続的に運営するために必要な料金改定を継続して行ってきた。小規模な自治体は、経営体力を維持し、公営企業として自立基盤を維持するために料金改定が絶対的に必要と考えている。事務作業をはじめ、市民や議会へ説明の必要があるが、一般会計からの基準外繰入に頼った経営では、判断は常に財政部局マターになるのではないかと考えている。当市は料金改定を継続的に行う事で、人口の少ない簡易水道事業を除き、基準外繰入なしに各事業を運営し、内部留保も全国平均を上回っている。いずれにしても、安定経営の継続には料金改定によりお客様から適切な料金を収納することが必要と考えている。

- 既存委託業者への説明は、まず契約更新時に担当者が今後の方針について説明し、3月末で契約が終了する調整も行っている。また、既存事業者への配慮としては、募集要項、契約書で再委託先・調達先として市内業者を優先、地域経済への影響について配慮することを条件としている。バンドリング型包括の法的課題としては、汚泥など廃棄物処理の問題がある。廃掃法が基本だが、詳細な再委託範囲は各県の解釈なので、新潟県と協議の結果、脱水汚泥等の処理を行う事が出来た。その他、職員数が少ないため本事業の直接担当を配置する余裕がなかったため、局長、次長の管理職が直接動いている。
- 本事業はガス・水道・下水道の3つのユーティリティを一体的に民間が担うもので、国内初の官民連携事例と思っている。事業開始まで、市民への広報や円滑な事業の引継ぎなどが残っている。令和4年度から上下水道事業者としてモニタリングを徹底するなど、妙高グリーンエネルギーと協力して安心・安全なライフラインの維持に向けた努力を続けたいと考えている。
- 妙高グリーンエネルギーから提案のあった、ガス・上下水道事業一体となる「妙高モデル」を周辺の自治体に水平展開し、官民連携による広域化を目指し、持続可能なガス・上下水道サービスの提供に期待したいと考えている。